

特殊詐欺に係る啓発動画制作及び配信業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和8年10月14日

奈良県知事 山下 真

## 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
特殊詐欺に係る啓発動画制作及び配信業務委託
- (2) 委託業務の内容  
4の(2)により配付する仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 契約金額の上限  
9,482,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 参加資格

次に掲げる(1)から(13)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 過去5年間(令和3年10月～令和8年9月)に、国又は地方公共団体を契約の相手方として、動画制作業務に関する契約を締結し、誠実に履行した者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (8) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。))、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴

力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q3映画制作」又は「Q5広告・イベント業務」に登録をしているものであること。（ただし、参加申込書等提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に示した資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出期限を過ぎたとき
- (3) 本提案に対して、2つ以上の提案をしたとき
- (4) 本提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき
- (5) 経費見積書の金額、住所、代表者名もしくは重要な文書の誤脱があったとき、金額を訂正した経費見積書を提出したとき、その他提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 提示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
- (7) その他不正な行為があったとき
- (8) プレゼンテーションに欠席したとき

### 4 参加手続等

- (1) 参加意向申出書等及び企画提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称並びに問合せ先  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県地域創造部県民くらし課安全くらし推進係  
電話番号 0742-27-8704（ダイヤルイン）  
FAX 0742-27-9574
- (2) 実施要領等の交付
  - ①交付方法  
奈良県地域創造部県民くらし課のホームページからダウンロード
  - ②交付期間  
令和8年10月14日（水）から令和8年11月5日（木）正午まで
- (3) 参加意向申出書等の提出  
4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。
- (4) 企画提案書等の提出  
4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。
- (5) 質問の受付  
4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)①により交付する実施要領に示すところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加及び契約に要する費用

本件に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 詳細は4の(2)①により交付する実施要領及び仕様書に示すところによる。